

もしもの地震、お宅の耐震対策は大丈夫ですか？

【令和5年4月版】木造住宅耐震診断・改修補助制度

木造住宅の耐震診断・改修補助制度

地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和56年5月31日以前の古い基準で建てられた木造住宅(地上階数2階建て以下)の所有者が実施する耐震診断(現況診断と補強計画)、耐震改修工事の経費に対して、町が費用の一部を補助します。町へ申込したあと、建築士事務所協会から『木造住宅耐震診断員』が派遣されます。

岡山県登録の専門家、
木造住宅耐震診断員
が診断を行います！



STEP1★ 耐震診断(現況診断)

どの程度地震に耐えられるか診断します

「現況診断」って何？

現況診断とは、県登録の建築の専門家が住宅の地震に対する強さを診断することです。診断の際に、壁を壊したりすることはありません。

①耐震診断…費用 71,200 円のうち **60,000 円補助／棟** (**自己負担額 11,200 円**)

※延床面積 200 ㎡以内の場合です。200 ㎡を超える場合は追加費用が生じます。

※100 ㎡毎に費用 9,100 円、補助額 8,000 円／棟、自己負担額 1,100 円の追加

②簡易診断…費用 42,000 円のうち **40,000 円補助／棟** (**自己負担額 2,000 円**)

※簡易な方法で行う「簡易診断」もあります。ただし、【STEP2 耐震診断(補強計画)】へは進めません。

STEP2★ 耐震診断(補強計画)

住まいを丈夫にする補強計画を立てます

「補強計画」って何？

補強計画とは、現況診断の結果、補強の必要があると判定された住宅にどのような補強をすれば耐震性が向上するかを所有者と専門家が一緒に検討し、工事を行うための計画を立てることです。

●補強計画…費用 71,200 円のうち **60,000 円補助／棟** (**自己負担額 11,200 円**)

※事前に【STEP1 耐震診断(現況診断)】を行う必要があります。

※【STEP1 耐震診断(現況診断)】と同時申請も可能です。

※延床面積 200 ㎡以内の場合で、200 ㎡を超える場合【STEP1 耐震診断(現況診断)】と同様に追加費用が生じます。

STEP3★ 耐震改修工事

地震に対し弱い所を補強する工事をします

「耐震改修工事」って何？

耐震改修工事とは、耐震診断の結果、補強の必要があると判定された住宅を、補強計画に基づき、柱や壁などを補強して、地震に対して強くするために行う耐震改修工事のことです。

●耐震改修…対象経費の **80%補助／棟** ただし、**限度額 100 万円**

※事前に【STEP1 耐震診断(現況診断)】と【STEP2 耐震診断(補強計画)】を行う必要があります。

※耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判定されたもの。

※改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」(上部構造評点が1以上)となること。

※補助金交付決定前に工事契約や工事着手した場合、補助金は交付されません。

※同時にリフォーム工事を行っても、リフォーム工事にかかる経費は対象経費に含まれません。

※年度内に耐震改修工事が完了すること。 ※木造住宅耐震診断員が工事監理を行うこと。

申請受付期間：令和5年11月30日(木)まで

※受付は先着順で、今年度予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります

【お問合せ・申請先】 和気町役場 都市建設課 ☎ 0869-93-1127

木造住宅の耐震化のすすめ

【大きな地震への備え】

岡山県は災害が少ない県だと思われがちですが、大きな確率で発生が予想される

『南海トラフ巨大地震』では、揺れによる

岡山県内の建物被害が、全壊・半壊を合わせて約 47,000 棟におよぶと見込まれております。熊本地震以降も、大阪や北海道をはじめ全国各地で大きな地震が頻発しており、いつどこで地震が発生してもおかしくありません。

和気町においても南海トラフ巨大地震が発生した場合、『震度 6 弱』を観測しうることが予想されています。過去にも岡山県内で、大きな地震が起きており、地震への備えが必要です。



【わが家は地震に強い？弱い？】

ひとつの目安として、家が建てられた時期があります。昭和 56 年 5 月を境に住宅の耐震基準が大きく変わり、それ以前の基準を『旧耐震』、以降を『新耐震』と呼びます。旧耐震の木造住宅は、大きな地震で壊れてしまう可能性が高く、大きな被害につながるおそれがあります。

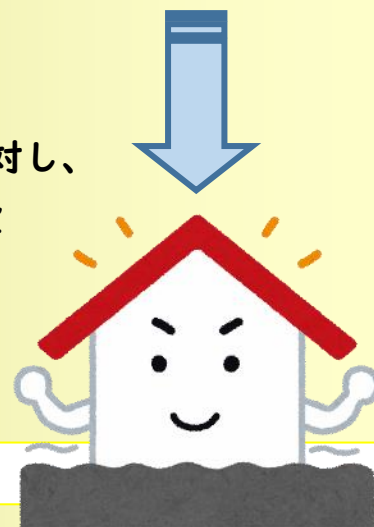


【木造住宅を耐震化するには？】

地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和 56 年 5 月 31 日以前の古い基準『旧耐震』で着工された木造住宅（地上 2 階建て以下）の所有者に対し、耐震診断（現況診断と補強計画）、耐震改修工事の経費の一部を町が補助する制度があります。

まずは、耐震診断の申込からスタートです。

くわしくは、裏面をご覧ください。



【お問合せ先】

和気町役場 都市建設課

〒709-0495 和気町尺所 555 （本庁舎 2 階）

☎ 0869-93-1127 受付時間 8:30～17:15（ただし、土・日・祝日を除く）